

図 4-18. 道路整備評価図

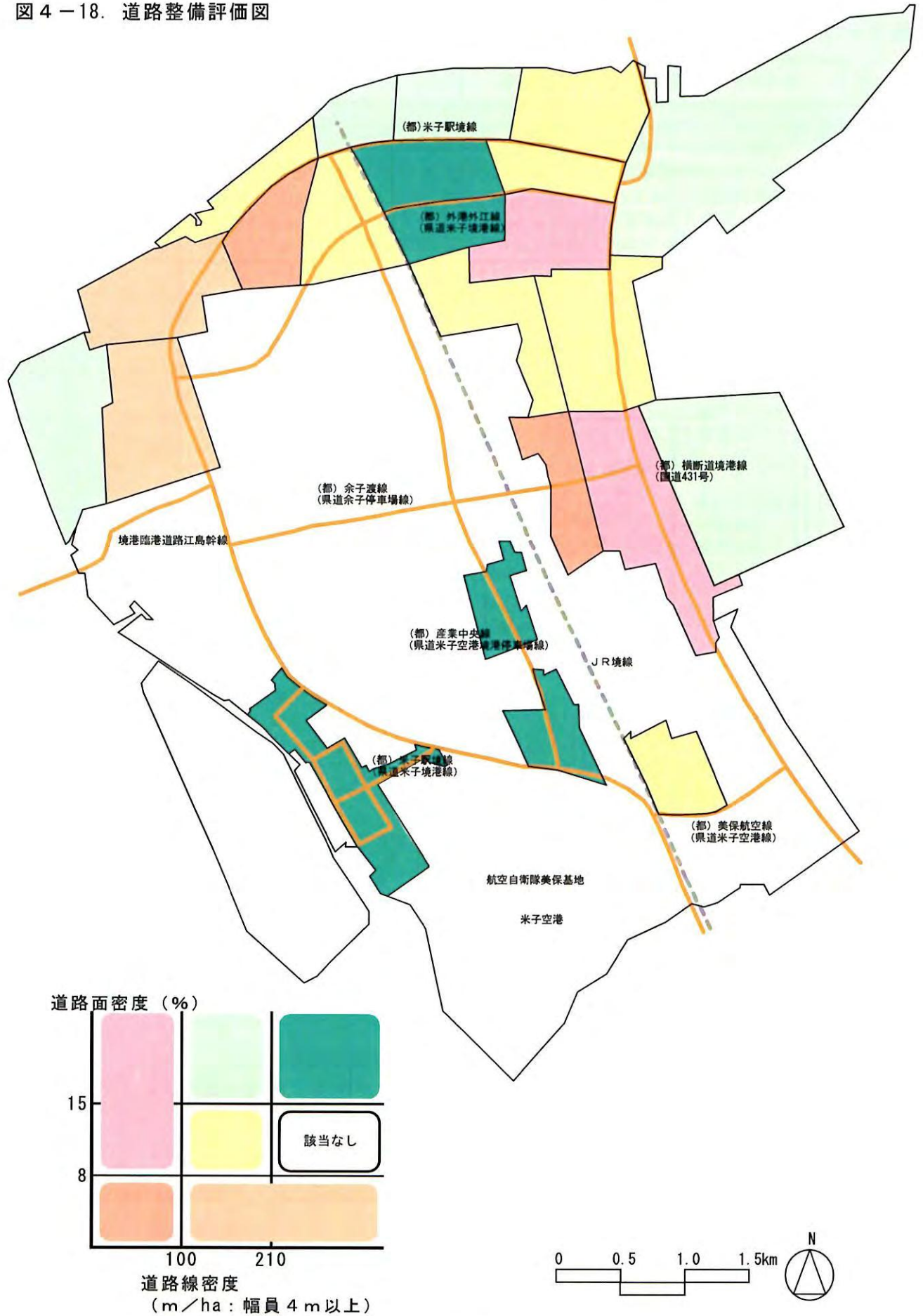
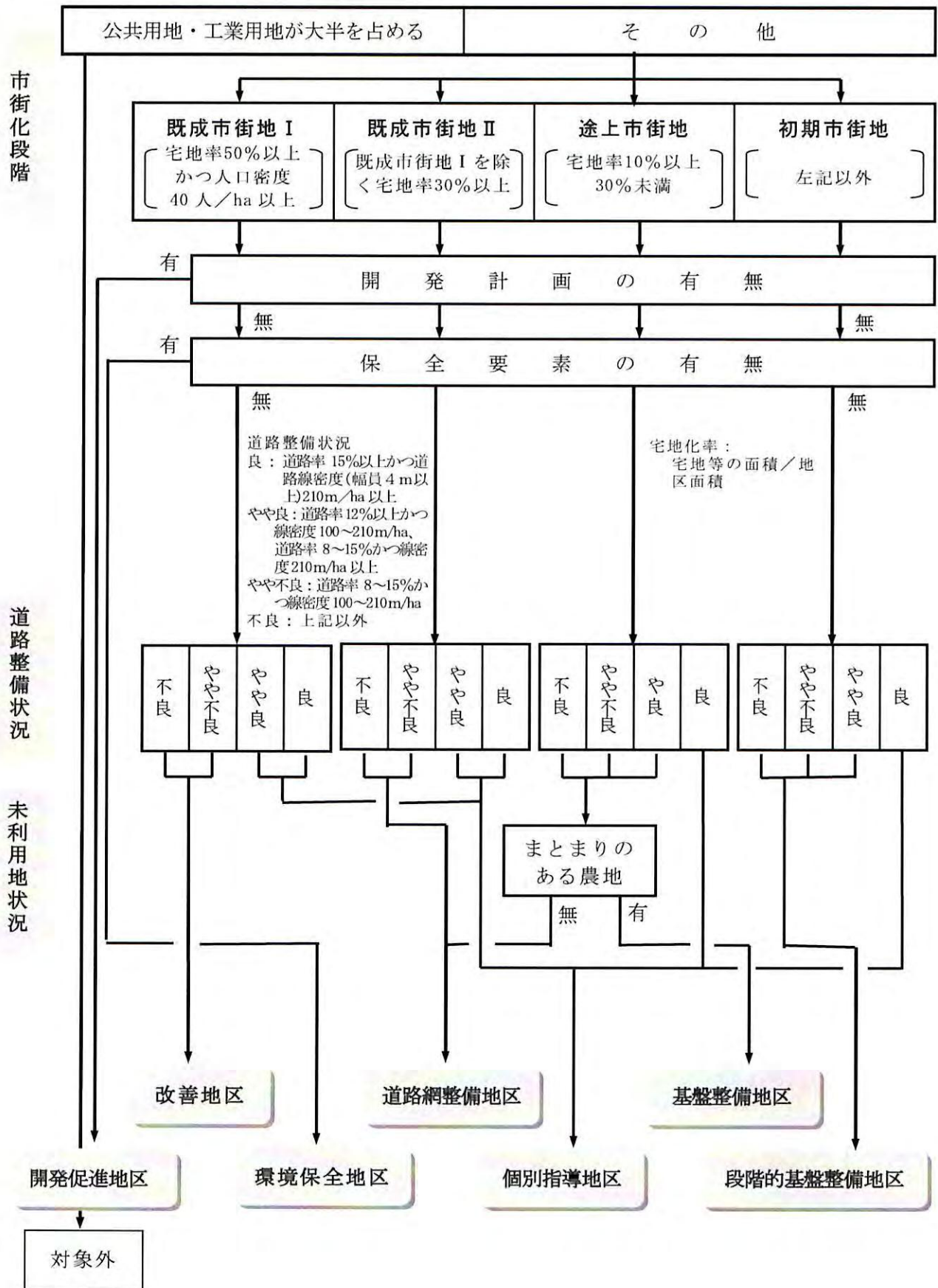


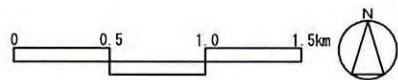
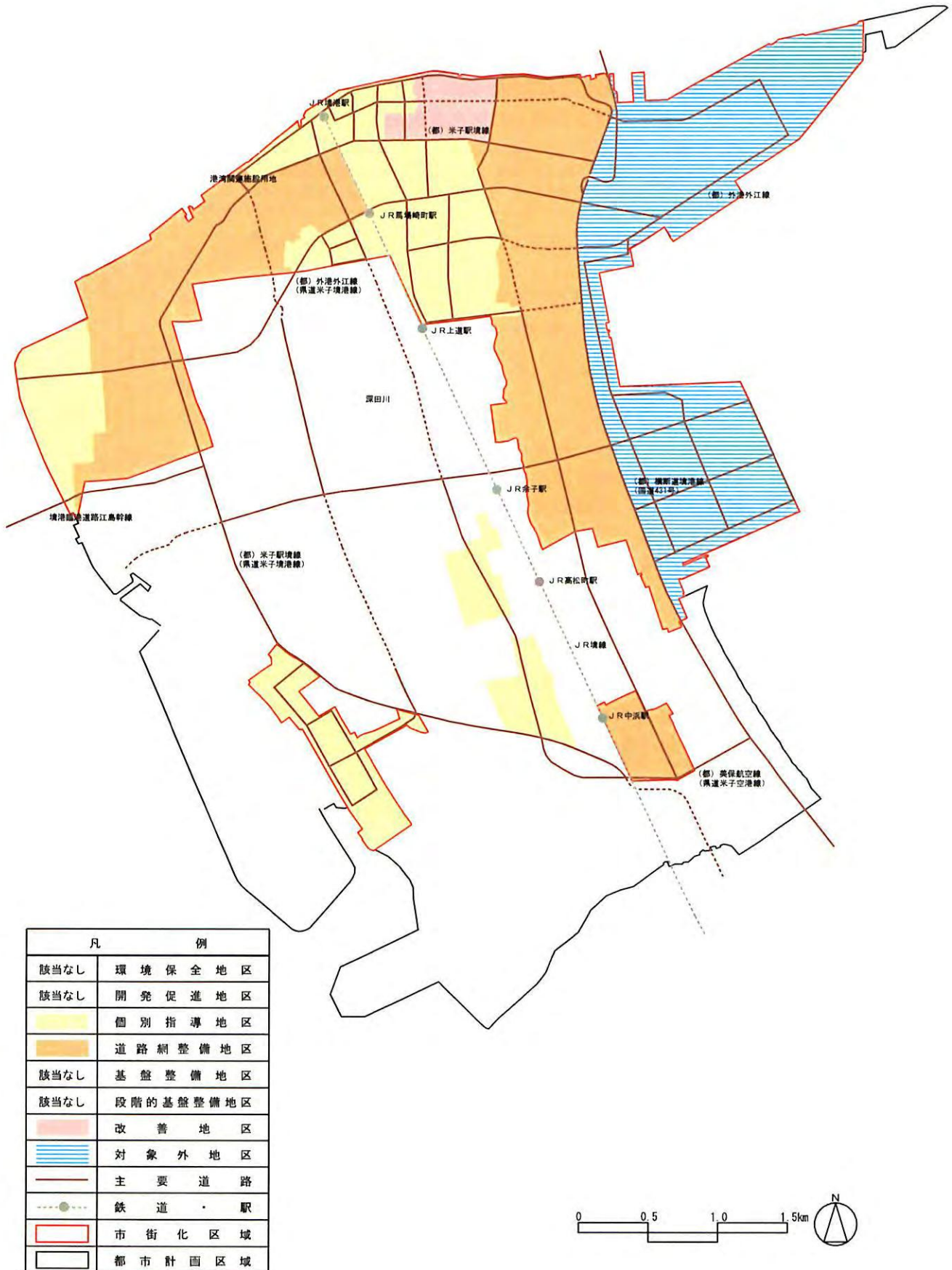
図 4-19. 市街地整備類型化区分の検討フロー



◇ 市街地整備対策区分の考え方

地区区分	対策の考え方	主要な整備手法例
環境保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の大半が保全要素となっており、現在の環境を保全すべき地区 ※一般的には歴史的・文化的な街並み等を保全要因とします。本市の場合、これらに該当する地区はみられません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画制度 ・伝統的建造物群保存地区 ・くらしのみちづくり事業 ・身近なまちづくり支援街路事業
開発促進地区	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業などの面的事業が施行中の地区及び面的開発計画が進行している地区並びに地元合意型の都市づくりが行なわれている地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化支援事業（賑わいの道づくり事業等） ・都市計画道路 ・地区計画制度 ・建築協定・緑地協定
個別指導地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地として既に整備されているか、あるいは比較的良好な環境を形成しており、建築、敷地分割、建替、用途・構造変更に関する個別的な協定・指導によって、現在の市街地環境の保全あるいは改造の積み重ねを要する地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画制度 ・建築協定 ・緑地協定 ・まちづくり条例（協議型まちづくり体制の確立）
道路整備地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化の進行により、面的整備が困難と判断されるが、道路の整備状況が悪く、骨格道路や生活道路の整備について、きめ細かな対応を必要とする地区 ※幹線道路の整備水準が低い地区については、都市計画道路を含めた対策が必要とされる 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路 ・道路事業 ・くらしのみちづくり事業 ・地区計画制度 ・開発許可による私道 ・道路位置指定
基盤整備地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化の進行のみられる地区で、市街地としての基盤を整える必要があり、また、面的整備事業の適用を図るべき地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業 ・地区計画制度
段階的基盤整備地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化圧力が低く、当面市街化を急がない地区であり、市街化の状況に応じて、面的整備事業の適用を検討すべき地区 ・条件が整えば逆線引きの候補地 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業 ・地区計画制度 ・開発許可制度 ・逆線引き
改善地区	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の整備状況や居住環境に問題がある既成市街地であり、部分的な改造を含めて修復が必要とされる地区 ・但し、計画の方向性については詳細な検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路事業 ・街なみ環境整備事業 ・くらしのみちづくり事業 ・地区計画制度 ・都市再生区画整理事業

図4-20. 地区別市街地対策区分図



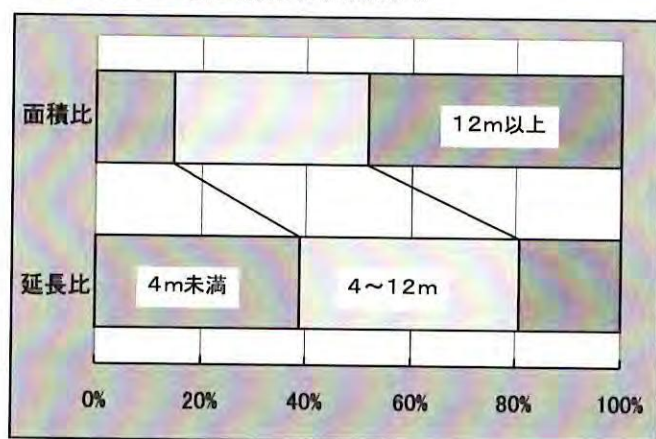
5-2. 都市防災対策の方針

1) 概況

本市における防災関連法適用は、自然災害を防止する保安林及び河川区域等が指定され、都市防災の面からは、中心市街地を中心として都市計画準防火地域が位置づけられています。

本市における危険箇所としては、地震時における高潮・高波・津波危険地域、木造密集地における火災危険区域、及び危険物が集積する特別危険地区が挙げられます。また、

□市街地内幅員別道路構成比



注)地形図計測値

市街地内の狭隘道路（幅員4m未満）は、全道路における面積比では2割弱程度を占めているに過ぎませんが、延長比では4割程度も占めており、脆弱な市街地基盤となっています。

このように、都市基盤整備の遅れから、接道不良宅地（前面道路が幅員4m未満か前面道路がない宅地）が各地にみられ、しかも木造密集地区（地域防災計画では、本町周辺・外江町の一部）や消防活動困難地区（現況幅員6m以上の道路から直線距離140mの範囲に含まれない区域）も見られます。

これらの地区は、災害時における避難地・避難路の確保が困難であることや、地震時における大規模火災の発生、倒壊による緊急車両への通行阻害など都市災害の危険性が指摘されています。

さらに、平成12年10月に発生した鳥取県西部地震により、震度6強を記録した本市は、産業基盤施設、住宅並びに学校等の公共施設などに甚大な被害が発生しており、復旧を終え、今後は、「災害に強いまちづくり」の展開が一層強く求められています。

2) 基本的な考え方

境港市地域防災計画に基づき、市街地内における危険区域の改善、耐震構造化による公共施設等の安全性の向上、避難地・避難路の確保とともに、防災に活用できる緑地や公園の活用を図ります。

また、災害時における正確な情報を的確に掌握するための防災情報システムの確立、地域単位での住民の自主防災組織の育成、整備を促進します。

3) 整備方針

市街地内の危険地区の改善

災害時における市街地の延焼の遅延や防止を図るため、工業地と市街地との間に緩衝帯を確保するとともに、木造密集市街地等における不燃化や防災化の検討を行います。特に、消防活動の困難な地区などの住環境整備が必要な地区等においては、地元の合意形成を図りながら、住宅整備、道路基盤整備、公園等の防災拠点づくりを地区計画制度や各種事業手法等を活用すること、さらには市街地の再構成も視野に入れた検討を行います。また、都市の中核管理機能を有する地区については、防災性を高める土地利用誘導(防火・準防火地域などの適切な運用)の検討を行い、安全な市街地の形成を図ります。

さらに、火災の延焼防止効果に配慮した都市施設（道路、河川、公園・緑道）の整備を行うなど、災害に強いまちづくりを推進します。

市街地における避難地・避難路の確保

避難地については、地域防災計画に基づき、一次・二次の段階的な避難地への避難を想定し、都市公園や学校等を中心とした避難地の適正配置を推進します。

避難路については、都市計画道路を中心に整備や指定を推進します。なお、市街地の耐雪性の向上を図るため、積雪期の交通確保（幹線道路の車線幅員の確保）及び中心商業地における歩行者空間の確保等を促進していきます。

建築物・都市施設の安全性の向上

震災時における救援活動の拠点となる防災上重要な施設として、災害対策本部（市役所）、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設、不特定多数の人が利用する施設について、耐震性の確保を図ります。また、地震に伴う被災施設等については、関係機関の協力を得ながら安全性の確保や早期の復旧を推進します。

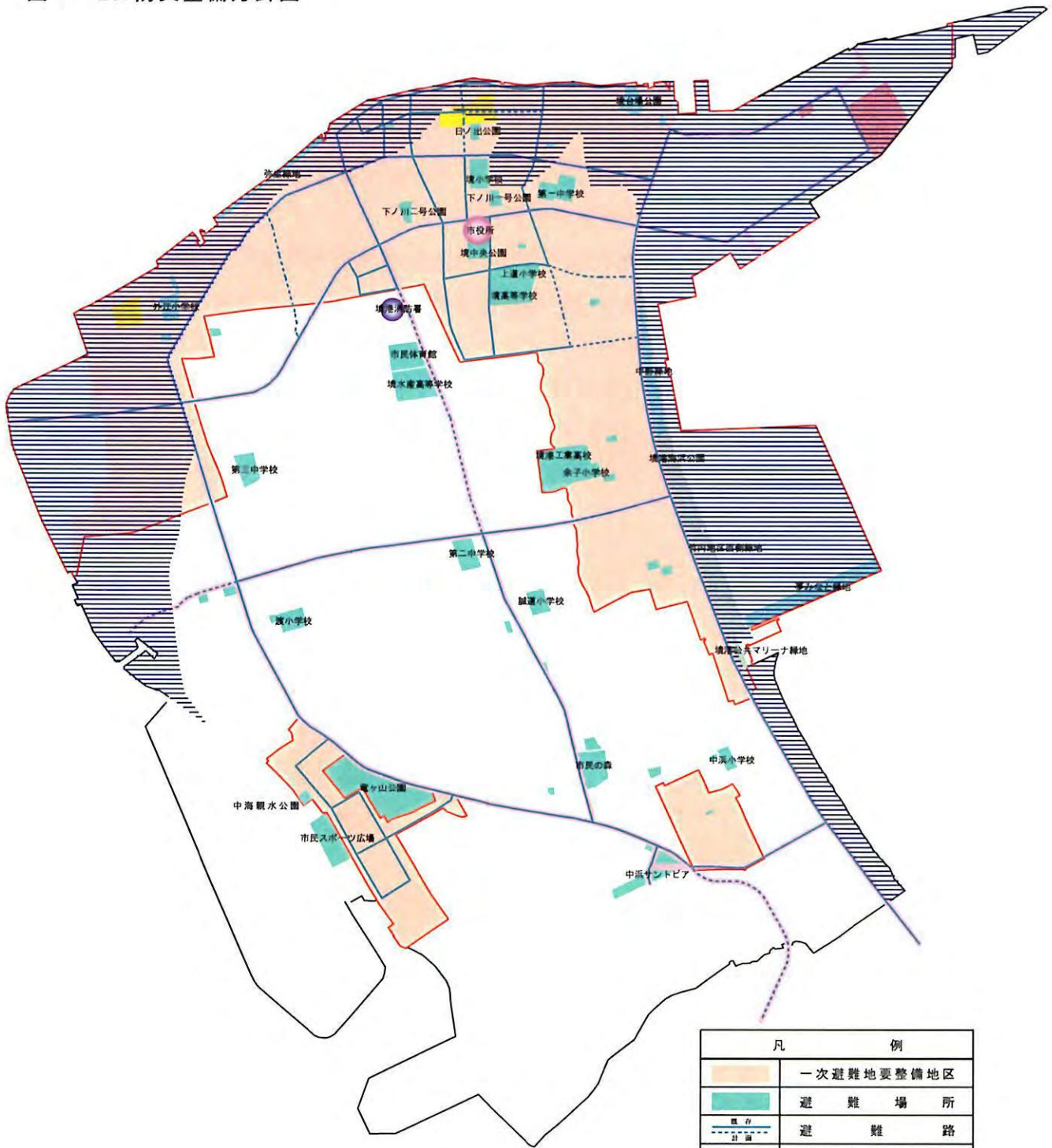
さらに、電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン施設については、関係機関により施設の耐震性を図るとともに、系統の多重化、拠点の分岐、代替施設の整備等の代替機能を確保していくものとします。

自然災害からの安全性の確保

地震時における津波等の災害を防止するため、海岸保全施設の整備、港湾及び漁港の改修を推進します。なお、被災施設となっている漁業関連施設については、関係機関との連携を図りながら早期復旧を推進します。

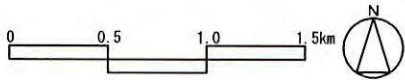
また、地震に伴う液状化現象等に係る災害を未然に防止するため、「地盤災害防止計画」を立案し、地盤状況や危険地域の把握、地盤改良の実施又は建物基礎補強等の指導・実施などを推進していきます。

図4-21. 防災整備方針図



※ 避難路は、原則として幅員15m以上の道路を位置づけます。ただし、密集市街地の区域については、歩道を確保できる幅員を有する道路についても位置づけます。

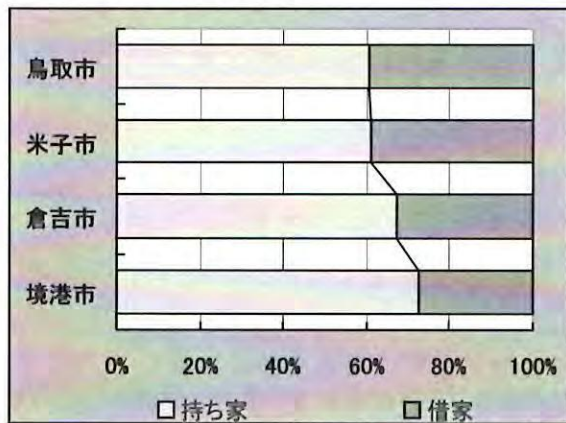
凡 例	
	一次避難地要整備地区
	避難場所
	避難路
	緊急輸送ルート
	防災情報拠点
	消防署
	緩衝緑地
	工業地
	火災危険区域
	特別危険地区
	津波危険地域
	市街化区域
	都市計画区域



5-3. 住宅・住環境整備の方針

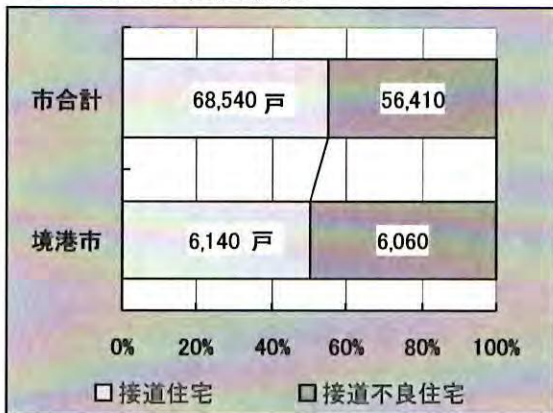
5-3-1. 住みやすい住環境の確保

□ 住宅の所有状況



注) 平成10年住宅・土地統計調査による

□ 住宅の接道状況



注) 平成10年住宅・土地統計調査による
接道不良住宅：前面道路幅員4m未満か、前面道路がないもの

1) 概況

鳥取県西部地震により、市民生活の基盤となる住宅に大きな被害が発生しており、市民生活の再建支援や安全な住宅の確保が必要とされています。特に、本市の住宅は、住宅戸数の73%が持ち家で、県内の市で最も持ち家率が高いものとなっており、住宅復興支援対策の展開が求められています。

一方、住環境をみる重要要因の一つである住宅の接道状況は、5割近くの住宅が接道不良住宅(前面道路が幅員4m未満か前面道路がない住宅)となっており、県内市部の平均を上回る割合となっています。これは、緊急車輛の進入を困難にしているなど防災面での対応を含め、狭隘道路を主体とする地区の住環境の向上が求められています。

また、市街地への人口集積化の傾向が見られるものの、境地区を中心とする市街地における人口の空洞化が進行しています。さらに、近年の人口減少とあいまって、地域コミュニティの活力低下が指摘されており、地域バランスを考慮した計画的な宅地供給や、魅力ある住環境の整備による人口の定住化促進が求められています。

さらに、単身者世帯の増加や核家族化並びに高齢化の進展、女性の社会進出にともなう共働き世帯の増加等により、住宅需要も多様化しており、官民の役割を明確にしつつ、居住ニーズに対応する住宅の供給、及び高齢者や障害者など誰もが住み良い住環境の整備が必要です。

公営住宅は、平成12年で総数963戸(県営住宅374戸、市営住宅349戸、雇用促進住宅240戸)で、各地域に整備されています。しかしながら、これらの公営住宅については、老朽化した施設が多く、最低居住水準にも満たない狭小な住戸もあるなどの問題があります。これらのことは、地域バランスを考慮した公営住宅の整備、計画的な建替えや需要に応じた住宅ストックの活用策等により、各地域への定住化促進が必要となっています。

2) 基本的な考え方

さまざまな人々のライフスタイルに応じ、多様な世代が快適に住み続けられる住宅政策に取り組んでいきます。

また、都市的サービス機能の集積を活かす中心市街地の都市型住宅、健康シティタリヶ丘及び面的整備地区におけるゆとりある戸建て中心の住宅、さらには自然環境に恵まれた田園住宅など、地域特性を十分活かした住宅・住環境の整備を推進していきます。

3) 整備方針

将来像	住宅施策の基本目標	住宅施策の展開方向
環日本海オアシス都市『魅力あふれるふるさと・心豊かで活力あるまち境港』	安心して健康的に暮らせる住まいづくり -やすらぎ- ・震災以前のとおり安心して暮らせる市民生活の再建支援の推進 ・少子・高齢化に対応し、全ての人が安全に、健康的に暮らすことのできる住まいづくりの推進	生活の基盤となる住宅の再建支援の推進 ・住宅復興補助、災害援護資金の貸付、被災者住宅再建支援制度等
		低所得者への良質で安全な住まいづくり ・市営住宅の計画的な建替え・活用 ⇒公営住宅ストック活用計画に基づき、多様なニーズに対応した市営住宅の建替え・改善
		高齢者や身体障害者にやさしい住まいづくり ・高齢者対応型住宅への改善や供給の誘導
		情報化社会を見据えた環境整備 ・CATV網の構築や住宅と福祉の連携強化策の推進
	交流の住まいづくり -にぎわい- ・人口定住を促進し、地域活力の増進と地域コミュニティの回復 ・若年者から高齢者まで共に支え合いながら暮らすことのできる環境の創造	良質な宅地供給と持ち家取得の推進 ・都市的未利用地を活用した良好な宅地の供給 ⇒健康シティタリヶ丘に地域交流の場や多様な住宅の供給の他、高齢者等の市民が暮らしやすい環境に配慮した住宅地の形成
		取得階層に応じた多様な住まいづくり ・地域バランスを考慮した良質な賃貸住宅の供給
		空き家の有効活用による市場の活性化 ・空き家を有効に活用し、きめ細かな住宅需要への対応や地域定住の推進
	地域特性を活かした住まいとまちづくり -ゆとり- ・ゆとりあふれる環境の中で、のんびりと暮らすことのできる住まいづくりの推進	自然と共生する住まいづくり ・環境にやさしい住宅や高耐久住宅の普及
		自然環境・田園環境と調和した住まいづくり ・地域景観指針等の作成・普及や地域特性に応じた住まいづくり（地区計画等の活用）の推進

5-3-2. 生活圏に対応した地域施設の整備

1) 基本的な考え方

少子・高齢化にともない地域施設へのニーズに変化が生じており、児童・生徒数の変動に対応する学校規模の適正化など、地域社会の動向に応じた施設整備が望まれています。また、各施設を単独で建設するのではなく関連した機能を集約し効率化相乗効果を上げることが求められています。

このため、真にゆとりある地域施設への整備を図るため、地域の参加と合意を前提としながら、地域のニーズに対応した各施設の新設や既存施設の有効活用を図る改修等を推進します。また、配置に際しては、各施設がばらばらではなく有機的な連携を保ち、高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮します。

2) 整備方針

(1) 地域施設の新設・再配置の整理

保育園、幼稚園、小学校、公民館、公園、デイサービスセンター等の地域施設については、人口動態並びに道路や公園等の整備状況を踏まえ、公共施設のストック活用対策として総合的な施設配置計画を検討し、施設の有効活用及び再配置を計画的に進めていきます。

これらの検討や実現化に際しては、市民参加のまちづくりの展開が重要であり、地域の参加と合意を得ながら、地域で共有するデザインの創出や施設づくりを展開していきます。

(2) ふれあい交流施設など住民のニーズに対応した施設整備の検討

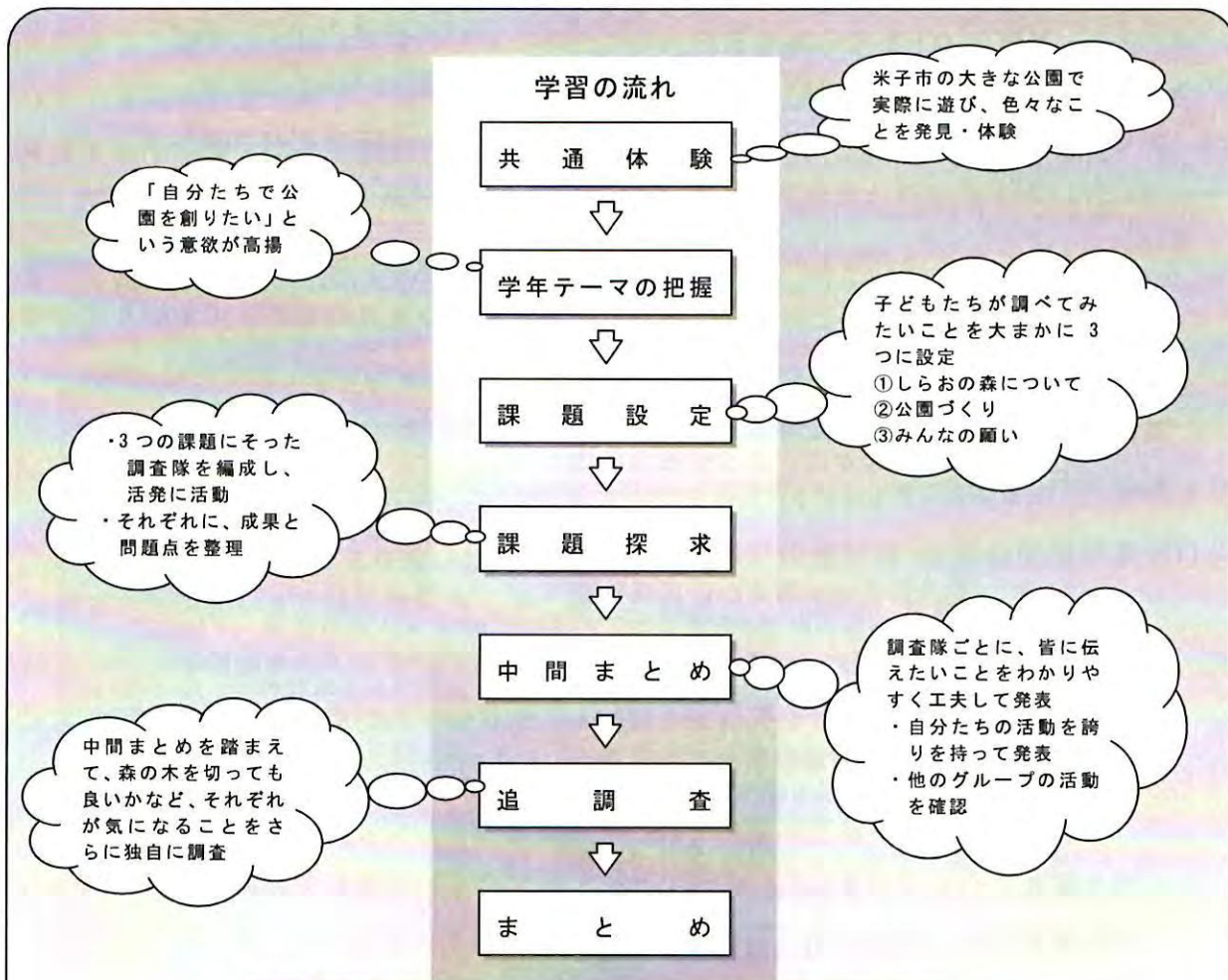
長寿社会における各世代の利用に対応し、世代間の交流など様々な人が交流しふれあうことができる空間が必要とされており、教育・福祉・医療施設と公園等とが併設した施設整備など施設間の有機的連携や社会資本ストックの有効活用を図る施設整備を推進するものとします。

なお、施設整備に際しては、外江小学校と一体となって整備した「白尾の森」のように、地元発意型の建設や地域のパートナーシップに伴う成果が大きく、世代や立場を超えてものづくりを共有体験できる取り組みプロセスを重視した展開を図っていきます。

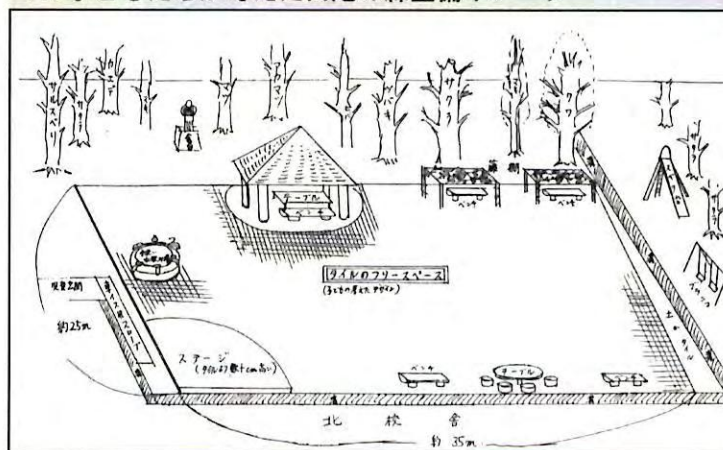
□. 白尾の森の整備イメージ



□. 外江小学校で行った「白尾の森」づくり



□. 子どもたちが考えた白尾の森整備イメージ



注) 外江小学校『4年生「私たちのほしい公園」の実践をふりかえって』より